

令和元年9月13日

記者発表配付資料

- 令和元年9月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和元年9月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和元年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和元年9月補正予算（案）の概要
 - ・ 今後の財政収支の試算について（参考）

令和元年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 39件

令和元年度補正予算 ----- 2件
条例その他議案 ----- 14件
報告議案 ----- 23件

1 令和元年度補正予算 ----- 2件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	8,523,242千円	469,870,283千円
企業会計	2,045千円	18,935,693千円

2 条例その他議案 ----- 14件

条例議案 ----- 9件
その他議案 ----- 5件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告 ----- 23件

令和元年 9 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 5 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 13 号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 平成 30 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 平成 30 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 平成 30 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成 30 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成 30 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成 30 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成 30 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成 30 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成 30 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算

- 報第 8 号 平成 30 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
報第 9 号 平成 30 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
報第 10 号 平成 30 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
報第 11 号 平成 30 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
報第 12 号 平成 30 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 13 号 平成 30 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
報第 14 号 平成 30 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 15 号 平成 30 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
報第 16 号 平成 30 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 17 号 平成 30 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 18 号 平成 30 年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
報第 19 号 平成 30 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
報第 20 号 平成 30 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
報第 21 号 平成 30 年度高知県電気事業会計決算
報第 22 号 平成 30 年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 23 号 平成 30 年度高知県病院事業会計決算

令和元年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、人事課、職員厚生課、財政課、総務事務センター、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をしようとするもの

第 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案

(行政管理課、職員厚生課、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をしようとするもの

第 5 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

(地域福祉政策課)

3年間の任期が終了し、令和元年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めようとするもの

- ・民生委員の定数（高知市除く、抜粋）

	改正前	改正後
南国市	132人	133人（+1）
土佐市	87人	88人（+1）
土佐清水市	74人	75人（+1）
四万十市	145人 →	146人（+1）
香南市	111人	116人（+5）
香美市	128人	127人（△1）
黒潮町	53人	54人（+1）

第 6 号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案

(障害福祉課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われ、心身障害者扶養共済制度に係る国の条例準則が一部改正されたことに伴い、心身障害者に代わって年金を受領し、管理する年金管理者の資格要件について必要な改正をしようとするもの

第 7 号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案

(私学・大学支援課)

国において大学等における授業料等の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金制度が拡充されることを考慮し、高知県夢・志チャレンジ育英資金の給付額を見直す等必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

(都市計画課)

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の規定に基づき都道府県等が定めることができる屋外広告物及び掲出物件の維持の方法の基準について、国が定める屋外広告物条例ガイドラインが一部改正されたことを考慮し、許可を受けて屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加しようとするもの

第 9 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府文部科学省厚生労働省令第1号)が一部改正され、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては耐火建築物であること等の現行の幼保連携型認定こども園の設備の基準を維持することとされたこと等を考慮し、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年高知県条例第1号)においてその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定を準用することとするよう必要な改正をしようとするもの

第 10 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が一部改正され、児童福祉施設のうち保育所の設備の基準について、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては耐火建築物であること等の現行の基準を維持することとされたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第32号)の引用規定の整理をしようとするもの

第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(運転免許センター)

運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)が一部改正されることを考慮し、運転免許証の更新の際の試験及び交付に係る手数料の追加等をしようとするもの

- ・やむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する運転免許試験及び免許証交付に係る手数料の追加
 - ア 運転免許試験手数料(全免許種別1免許につき) 800円
 - イ 免許証交付手数料 1,700円

- ・免許証再交付手数料の変更 3,500円 → 2,250円

第 12 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案

(総務事務センター)

高知県立高知東高等学校ほか13校に設置する教学機器を予定金額136,400,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する教学機器の種類
授業用パーソナルコンピュータ 一式
- (2) 数量
14組

第 13 号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案

(危機管理・防災課)

高知県防災行政無線システム再整備工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
高知県防災行政無線システム再整備工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,991,000,000円
- (4) 契約の相手方
高知市若松町13-15
日本無線株式会社高知営業所
- (5) 完成期限
令和3年3月22日

第 14 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

（土木政策課）

町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事は、一般競争入札により、契約金額1,542,961,440円（当初契約金額1,515,240,000円）で、高知市萩町一丁目5番13号轟・田邊・岩井特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和2年3月15日を完成期限として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	1,542,961,440円	→	1,766,595,840円
完成期限の変更	令和2年3月15日	→	令和2年8月31日

第 15 号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

（電気工水課）

平成30年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 16 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

（電気工水課）

平成30年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 20 号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計決算

（電気工水課）

報第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計決算

（電気工水課）

報第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計決算

（県立病院課）

目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、全国的に臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られることから、会計年度任用職員制度の導入等により、適正な任用や勤務条件を確保しようとするもの

法改正の内容

【改正法施行】令和2年4月1日

1 地方公務員法の改正【適正な任用等の確保】

(1) 特別職任用の厳格化

通常の事務職員等であっても、「特別職」として任用された結果、守秘義務等の服務規律が課されない者がいることから、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化

(2) 臨時的任用の厳格化

「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに任用する例外的な制度であるが、この趣旨に沿わない運用が見られるため、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化

(3) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

新たに「会計年度任用職員」の規定を設け、採用や任期等を明確化

○『会計年度任用職員』の定義

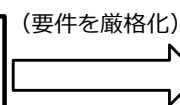
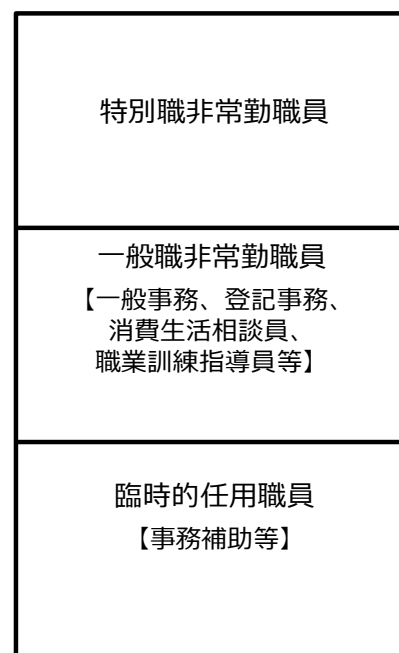
一会計年度ごとに任用する職員であり、その業務は正職員が従事すべき業務以外である職員

2 地方自治法の改正【会計年度任用職員に対する期末手当の給付】

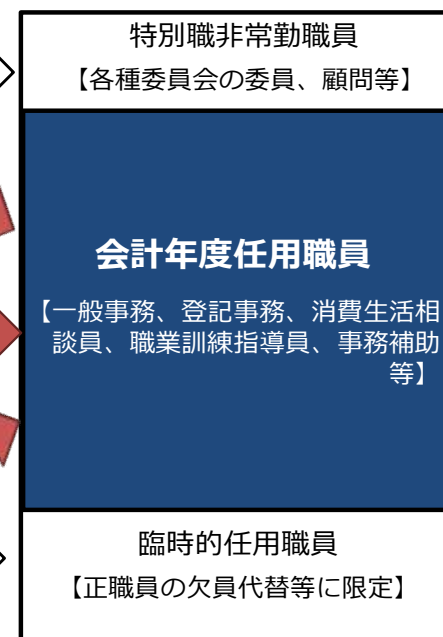
現在は、非常勤職員に期末手当の支給を可能とする規定がないところ、今回の適正な任用等の確保に伴い、国の非常勤職員と同様、**期末手当の支給が可能となる**よう規定を整備

本県の臨時・非常勤職員の状況と移行のイメージ

【現行】



【移行後】



< 参考 > 法改正時の附帯決議（抜粋）（衆議院）

三 現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、**不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう**、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。（略）

会計年度任用職員制度における主な勤務条件等（案）

項目	本県の主な勤務条件等(案)	総務省マニュアル																																
募集任用	<p>①募集・②任期 ハローワークを通じる等公募により、原則として一会計年度ごとに募集</p> <p>③再度の任用 人事評価を用いた選考により、公募によらない職の任用を2回(最長3年間)(特に経験等が必要と認められる職については、4回(最長5年間))まで再度の任用を可能とする。</p> <p>○経過措置 現行の非常勤職員については、これまで実質的に継続雇用していた実態を踏まえ、同一の職が継続することを前提とし、当分の間、人事評価を用いた選考により、再度の任用を可能とする。</p>	<p>①募集 できる限り広く募集を行う等適切な募集を行った上で、客観的な能力の実証(競争又は選考試験)を行う必要がある。</p> <p>②任期 任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内</p> <p>③再度の任用 例えば、国の期間業務職員については、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回(最長3年間)までに設定。</p>																																
給料報酬	<p>①給料水準の考え方・②上限の設定 総務省マニュアルを踏まえ、水準等の設定は次表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">給料表</td> <td colspan="4">会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する職員の給料表を適用</td> </tr> <tr> <td>基礎とする号給</td> <td colspan="4">行政職給料表の例：1級5号給</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">上限級号給 (行政職給料表を適用する職)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">パートタイム(週29時間勤務等)の職 ※本県ではパートタイムが基本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般事務等</td> <td style="text-align: center;">登記事務・消費生活相談員等</td> <td style="text-align: center;">職業訓練指導員</td> <td style="text-align: center;">事務補助等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額143,850円</td> <td style="text-align: center;">月額164,475円</td> <td style="text-align: center;">月額227,250円</td> <td style="text-align: center;">月額117,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1級3号給</td> <td style="text-align: center;">2級17号給</td> <td style="text-align: center;">2級81号給</td> <td style="text-align: center;">1級13号給</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(参考) 初任給基準 上級：1級29号給、初級：1級9号給</td> </tr> </table>	給料表	会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する職員の給料表を適用				基礎とする号給	行政職給料表の例：1級5号給				上限級号給 (行政職給料表を適用する職)	パートタイム(週29時間勤務等)の職 ※本県ではパートタイムが基本				一般事務等	登記事務・消費生活相談員等	職業訓練指導員	事務補助等	月額143,850円	月額164,475円	月額227,250円	月額117,000円	1級3号給	2級17号給	2級81号給	1級13号給	(参考) 初任給基準 上級：1級29号給、初級：1級9号給					<p>①給料水準の考え方 会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきもの。</p> <p>②上限の設定 職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料又は報酬の水準に一定の上限を設けることが適当。 例えば、定型的・補助的な業務等に従事する事務補助職員については、一般行政職の常勤職員の初任給基準額を上限の目安とするなど。</p>
給料表	会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する職員の給料表を適用																																	
基礎とする号給	行政職給料表の例：1級5号給																																	
上限級号給 (行政職給料表を適用する職)	パートタイム(週29時間勤務等)の職 ※本県ではパートタイムが基本																																	
	一般事務等	登記事務・消費生活相談員等	職業訓練指導員	事務補助等																														
	月額143,850円	月額164,475円	月額227,250円	月額117,000円																														
	1級3号給	2級17号給	2級81号給	1級13号給																														
(参考) 初任給基準 上級：1級29号給、初級：1級9号給																																		
手当	<p>①期末手当(パートタイム・フルタイム共通) ・6カ月以上の任期の者を対象に支給 ・基礎額、支給割合等は正職員と同様(給料・報酬×2.55月)</p> <p>○経過措置 任用の経過措置として継続雇用を可能とすることを踏まえ、制度移行後も引き続いて任用された者について、今年度の在職期間を通算</p> <p>②期末手当以外の手当 基本的に総務省マニュアルと同様</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>多くの非常勤の職について、1割～2割程度の処遇改善(年収増)が見込まれる※</p> <p>※現行制度の年収を下回るケースが生じた場合は、個人単位で年収ベースの現給保障を実施</p> </div>	<p>①期末手当(パートタイム・フルタイム共通) ・任期が相当長期(6カ月以上を目安)にわたる者に支給 ・基礎額、支給割合等は正職員との権衡を踏まえる必要あり</p> <p>②期末手当以外の手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">パートタイムの職</td> <td>法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給</td> </tr> <tr> <td>支給対象の手当(相当)</td> <td>通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、初任給調整手当</td> </tr> <tr> <td>フルタイムの職</td> <td>正職員と同様、手当として支給</td> </tr> <tr> <td>支給対象の手当</td> <td>退職手当、通勤手当、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、特地勤務手当、初任給調整手当</td> </tr> </table> <p>※ 宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を含む</p>	パートタイムの職	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給	支給対象の手当(相当)	通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、初任給調整手当	フルタイムの職	正職員と同様、手当として支給	支給対象の手当	退職手当、通勤手当、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、特地勤務手当、初任給調整手当																								
パートタイムの職	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給																																	
支給対象の手当(相当)	通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、初任給調整手当																																	
フルタイムの職	正職員と同様、手当として支給																																	
支給対象の手当	退職手当、通勤手当、時間外勤務手当※、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、地域手当、特地勤務手当、初任給調整手当																																	
休暇	<p>本県の現行制度では、既に「病気休暇の有給化」など一部国を上回るものもあるが、法改正時の附帯決議や、これまでの経緯から現行の設定となっていること等を踏まえ、<u>現行制度の維持を基本に設定</u></p> <p>○本県の非常勤職員(会計年度任用職員)の「有給休暇」の例 ※週29時間勤務等の場合 ①年次有給休暇(8日)、②忌引(最大7日)、③夏期特別休暇(4日)、④病気休暇(10日)等</p>	<p>会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件については、国の非常勤職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>○国の非常勤職員の「有給休暇」の例 ※週29時間勤務等の場合 ①年次有給休暇(8日)、②忌引(最大7日)等</p>																																

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」について

改正理由

特別職任用及び臨時的任用の厳格化とともに、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を新たに設け、その任用等を明確化する『地方公務員法の一部改正』及び会計年度任用職員に対して新たに期末手当を支給可能とする『地方自治法の一部改正』等を踏まえ、本県において会計年度任用職員制度の導入に必要な条例改正を行うもの

内容別改正条例一覧

施行期日：令和2年4月1日

内容	改正する条例	条文
給付関係 (給料・報酬・手当・旅費等)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例 ・公立学校職員の給与に関する条例 ・警察職員の給与に関する条例 ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例 ・職員の旅費に関する条例 ・高知県特別会計設置条例 	第1条 第15条 第18条 第14条 第5条 第3条 第4条 第13条
退職手当関係	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の退職手当に関する条例 ・知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例 	第12条 附則第7項
勤務時間・休暇関係	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ・警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 	第8条 第16条 第19条
育児休業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の育児休業等に関する条例 	第7条
定数、分限、懲戒、人事行政 の公表の取扱い関係	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県職員定数条例 ・高知県警察の設置及び定員に関する条例 ・職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 ・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例 ・高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 	第2条 第17条 第11条 附則第6項 附則第8項 第10条
その他(法改正による条ずれ への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 	第6条 第9条

経過措置：現給保障（附則第2項）、期末手当の在職期間の特例（附則第3項）

高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部改正について

私学・大学支援課

1 現在の高知県夢・志チャレンジ育英資金制度

篤志家からの寄附を原資に、給付型の奨学金を創設し、平成28年度（平成29年進学者）からの3年間に28名の奨学生に対して支援を行っている。

○目的:学業成績が極めて優秀であり、修学に係る費用の支弁が困難な国公立大学に進学する本県出身の学生を対象に、返還の必要のない奨学金を支給し、大学進学を後押しする。

2 制度の見直し

夢・志チャレンジ育英資金制度は、本年度における新たな篤志家からの寄附により、支援を継続するが、令和2年度から国における高等教育の修学支援制度が実施されることから、制度を見直すこととする。

(参考)国における高等教育の修学支援制度

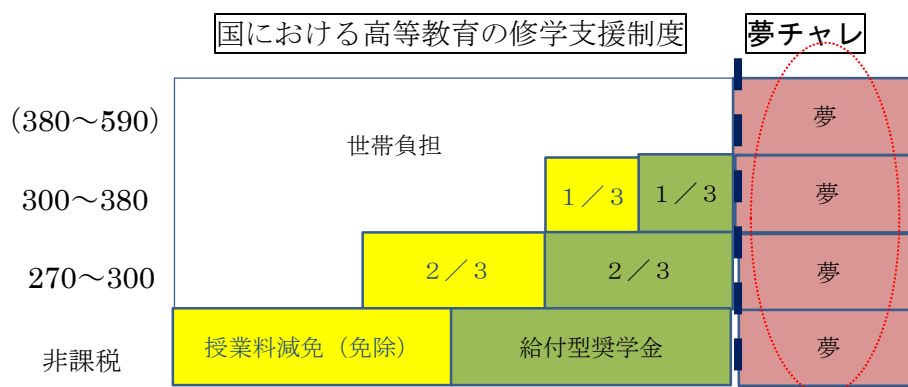
○対象となる学生：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

○支援内容：①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の拡充

※国公立大学進学者で非課税世帯の場合；

・授業料減免：入学金約28万円、授業料約54万円

・給付型奨学金：自宅外生約80万円、自宅生約35万円



○新旧制度の比較

	旧制度（現行）	新制度
給付額	月額6万円×48月 入学一時金 (計318万円)	月額4万円×48月 (計192万円)
奨学生数	10名×3カ年度=30名	15名×4カ年度=60名(予定)

※世帯年収590万円未満の者が対象

※現在給付を受けている学生については、今回の見直しにかかわらず従前の制度を適用。

3 施行日

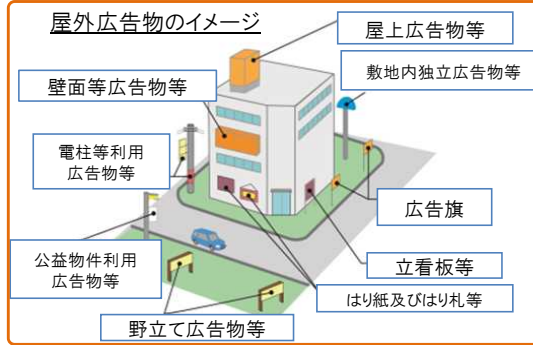
令和2年4月1日

屋外広告物条例の概要

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の表示、掲出物件の設置・維持及び屋外広告業について、必要な規制基準を定めるもの

屋外広告物とは・・・

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物等に掲出又は表示されたもの



※高知市内は高知市の条例に基づき規制

〔中核市である高知市は屋外広告物法の規定に基づき、独自に条例を制定〕

条例改正の背景

○札幌市で看板落下事故が発生（H27. 2）

事故発生を契機に国の条例ガイドライン（案）（H28. 4）が見直されるほか、安全点検に関する指針（案）（H29. 7）が策定。

→将来にわたる、老朽化や放置された広告物による事故発生が懸念
民間の所有物であり、実態把握も進んでいない状況

○条例改正に向けた調査等の実施

- ・許可広告物の実態把握（H29～H30）
- ・高知県屋外広告物審議会への意見聴取（H31. 3）

現行条例の課題

○屋外広告物の点検

許可更新時に点検結果を添付するよう依頼・指導を行っているが、**法令上の義務となっていない。**

また、点検者に関するルールが無く、**実効性のある点検が必要。**

○その他

全国的にも条例改正（点検の義務化）の実進が進んでおり、本年度4月1日時点で条例を有する216自治体のうち62自治体（うち20府県）が改正済み。



課題解決のための条例改正を実施

条例改正の概要

屋外広告物の点検の義務化

○原則全ての許可広告物の点検を義務化

（立看板など簡易な広告物や壁面に塗装されたものは除く。【規則で規定】）

- ・広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無の点検を義務化

○このうち、一定規模以上の許可広告物は、有資格者による点検が必要

- ・一定規模以上：地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるもの【規則で規定】

・有資格者：屋外広告士

講習会受講済の建築士

点検技能講習修了者

【規則で規定】

※有資格者点検が必要な許可広告物数

- ・県が所管する区域において、約3,500基の許可広告物が存在
- ・このうち、有資格者点検が必要となるものは約2,300基が対象（3年に1度の更新が必要なため、年間約800基が点検対象）

その他

○許可更新時に点検結果の提出【規則で規定】

許可の期間の更新の許可の申請を行う際に、許可申請書とともに『屋外広告物安全点検報告書』を提出

施行日

12令和2年4月1日

「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」及び「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」について

幼保支援課

1 改正理由

建築基準法の改正により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなったが、幼保連携型認定こども園及び保育所の用に供する建築物については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもを確保する必要があることから、これまでと同様の基準を維持するため「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府文部科学省厚生労働省令第1号）」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」が一部改正された。

両基準の改正を受け、府省令の規定に基づき定めている県条例について必要な改正をしようとするもの。

建築基準法改正前

		建築基準法	条例による上乗せ基準(※)	結果
3階建て	延べ面積 200㎡以上	耐火	規定無し	耐火
	延べ面積 200㎡未満			
2階建て	床面積 300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火	耐火
	床面積 300㎡未満	規制無し		耐火

建築基準法改正（R元.6.25 施行）後

3階建て	延べ面積 200㎡以上	耐火	規定無し	耐火
	延べ面積 200㎡未満	規制無し		規制無し
2階建て	床面積 300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火	耐火
	床面積 300㎡未満	規制無し		耐火

今回の条例改正

3階建て	延べ面積 200㎡以上	耐火	規定無し	耐火
	延べ面積 200㎡未満	規制無し		耐火
2階建て	床面積 300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火	耐火
	床面積 300㎡未満	規制無し		耐火

※国の基準を準用

2 主な改正内容

幼保連携型認定こども園及び保育所については、3階建てで延べ面積200㎡未満の建築物の3階に乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等を設ける場合は耐火建築物とすることを追加

3 施行日

公布日

平成30年度高知県電気事業及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの(平成23年度決算より)

◆未処分利益剰余金の推移

電気事業

(単位:円)

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容				
		減債積立金	中小水力発電開発改良積立金	地域振興積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
28	335,545,989	21,000,000	280,650,159	0	33,895,830	0
29	239,997,755	21,000,000	188,922,467	0	30,075,288	0
30	312,975,786	21,000,000	261,309,616	0	30,666,170	0

工業用水道事業

(単位:円)

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容			
		減債積立金	建設改良積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
28	46,020,437	20,000,000	6,650,423	19,370,014	0
29	49,941,498	11,000,000	19,234,256	19,707,242	0
30	52,515,485	11,000,000	21,465,052	20,050,433	0

【参考】

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

最終改正:平成二十九年六月九日法律第五十四号

(剰余金の処分等)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和元年度 9月補正予算（案）の概要

経済の活性化



日本一の健康長寿県づくり



台風第10号による被害への迅速な対応等



令和元年9月13日
高知県総務部財政課

令和元年度 9月補正予算（案）の概要

総額 8,523百万円
(債務負担行為額 227百万円)

1. 5つの基本政策の加速

7,256百万円
(債務負担行為額 208百万円)

(1) 経済の活性化

- ◆ (観光分野) 中国最大のオンライン旅行会社と連携し、**中国市場を中心とするプロモーション活動を展開**
- ◆ (商工業分野) IT・コンテンツ関連企業に対して、**立地費用等の一部を支援**
- ◆ (農業分野) スマート農業を活用した**次世代施設園芸の技術実証を支援**
- ◆ (林業分野) 森林施業の効率化に向け、森林の航空計測データを解析し**森林資源調査の基礎となる地形情報を整備**
- ◆ (水産業分野) **漁業就業希望者の増加**に伴い、高知県漁業就業支援センターが実施する**研修事業費を拡充**

(2) 日本一の健康長寿県づくり

- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向け、療養病床から**介護医療院への転換等を支援**

(3) 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

- ◆ 住宅等の**耐震化のさらなる加速**

(4) インフラの充実と有効活用

- ◆ 公共事業費にかかる国費の内示増に伴い、**インフラ整備をさらに加速化**

など

2. 台風第10号による被害への迅速な対応等

1,191百万円

- ◆ **公共施設等の迅速な復旧**に向けた対策等を実施 (道路 (法面補修等)、河川 (河床掘削等)、海岸施設 (漂着物撤去) 等)



“災害によるダメージを除去し、後の大きな被災を防止”

3. その他

76百万円
(債務負担行為額 19百万円)

- ◆ **東京2020オリンピック聖火リレー**において実行委員会が実施する**広報活動等**を支援

など

9月補正予算（案）の全体像

歳入

区分	令和元年度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	307,821,726	1,135,329	308,957,055	311,790,373	△ 0.9
県 税	66,929,728		66,929,728	65,929,509	1.5
地方消費税清算金	27,838,010		27,838,010	26,956,566	3.3
地方譲与税	14,183,490		14,183,490	13,215,000	7.3
地方交付税等 (ア+イ)	185,729,000	488,639	186,217,639	188,906,113	△ 1.4
(うち地方交付税) ア	(171,027,000)	(488,639)	(171,515,639)	(169,615,113)	(1.1)
(うち臨時財政対策債) イ	(14,702,000)		(14,702,000)	(19,291,000)	(△ 23.8)
財調基金取崩	2,332,213		2,332,213	3,321,218	△ 29.8
その他	10,809,285	646,690	11,455,975	13,461,967	△ 14.9
(2) 特定財源	153,525,315	7,387,913	160,913,228	167,930,688	△ 4.2
国庫支出金	69,699,294	3,849,296	73,548,590	77,626,932	△ 5.3
県 債	54,976,000	2,875,000	57,851,000	61,004,400	△ 5.2
(うち行政改革推進債・退職手当債)	(6,000,000)		(6,000,000)	(7,000,000)	△ 14.3
減債基金(ルール外分)等	6,660,990		6,660,990	6,904,989	△ 3.5
その他	22,189,031	663,617	22,852,648	22,394,367	2.0
総計 (1)+(2)	461,347,041	8,523,242	469,870,283	479,721,061	△ 2.1

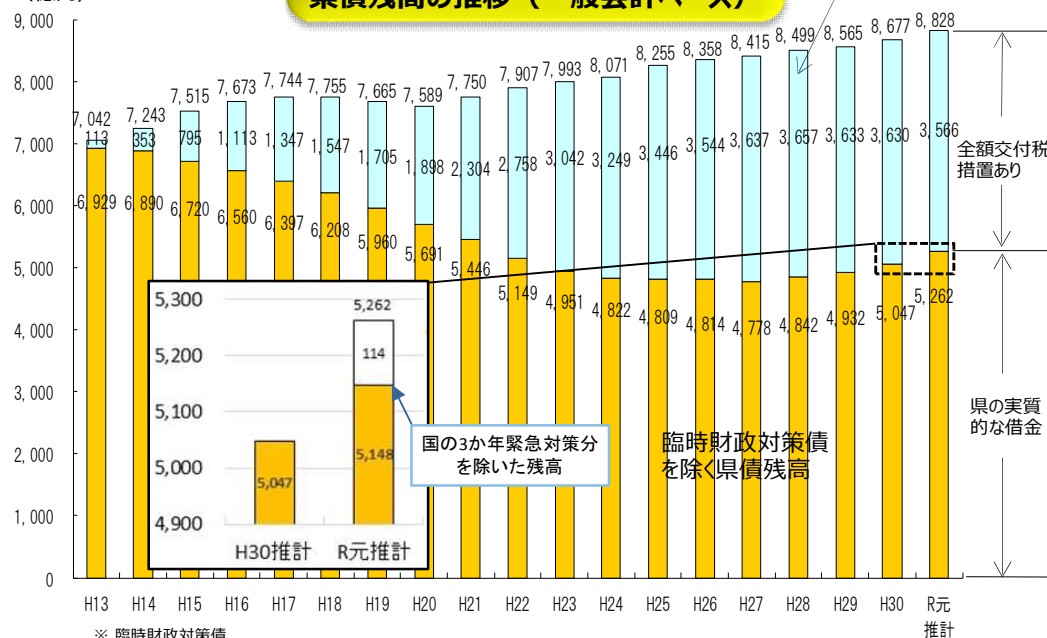
県債計 (イ+I:再掲)	69,678,000	2,875,000	72,553,000	80,295,400	△ 9.6
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	14,993,203		14,993,203	17,226,207	△ 13.0

歳出

区分	令和元年度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	354,203,904	653,095	354,856,999	354,606,251	0.1
人件費	114,126,016		114,126,016	116,852,745	△ 2.3
(うち退職手当を除く)	(102,330,672)		(102,330,672)	(103,755,751)	(△ 1.4)
扶助費	12,302,757		12,302,757	12,582,514	△ 2.2
公債費	65,855,830		65,855,830	67,796,159	△ 2.9
その他	161,919,301	653,095	162,572,396	157,374,833	3.3
(2) 投資的経費	107,143,137	7,870,147	115,013,284	125,114,810	△ 8.1
普通建設事業費	97,738,237	6,785,252	104,523,489	97,598,345	7.1
補助事業費	65,413,539	5,998,968	71,412,507	63,369,209	12.7
単独事業費	32,324,698	786,284	33,110,982	34,229,136	△ 3.3
災害復旧事業費	9,404,900	1,084,895	10,489,795	27,516,465	△ 61.9
総計 (1)+(2)	461,347,041	8,523,242	469,870,283	479,721,061	△ 2.1

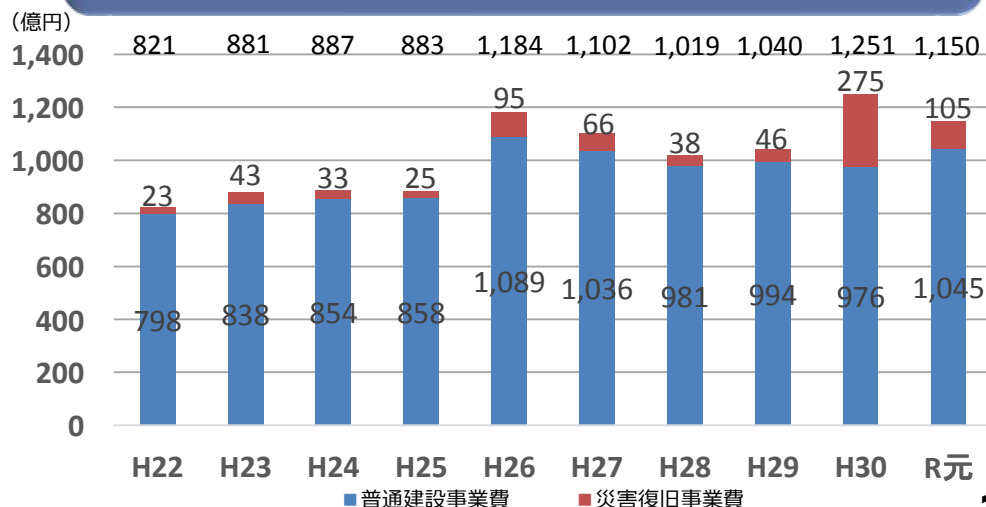
(億円)

県債残高の推移 (一般会計ベース)



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。
後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

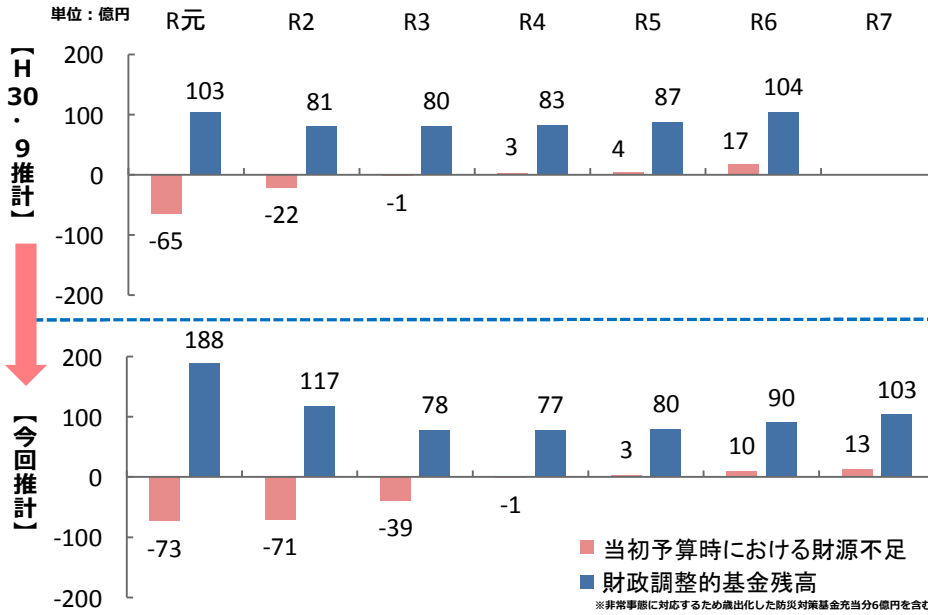
投資的経費 9月補正後予算の推移



※ H28については当初予算に見込んでいた全国防災事業 (H27廃止) 相当分83億円除く

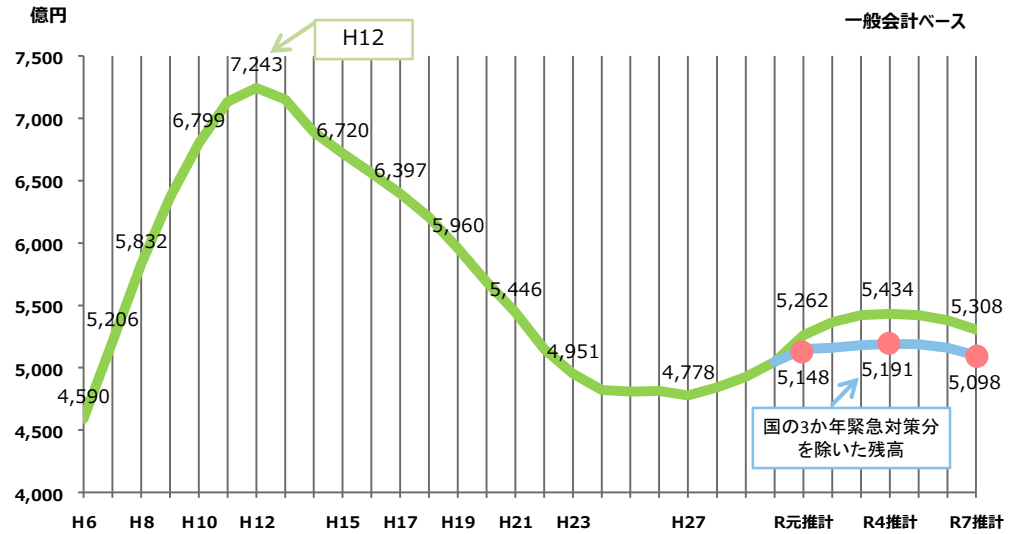
今後の財政収支の見通しについて

令和7年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

令和7年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



*これまでの行財政改革の結果、R元時点でピーク時（H12：7,243億円）から2,000億円程度の減

⇒ 必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持

中長期推計のポイント

- 1 今後の南海トラフ地震対策や大規模事業等に必要経費を見込んで、なお財政調整的基金の残高の確保が図られ、安定的な財政運営の見通しを立てることができている。
- 2 県債残高は、平成30年7月豪雨対応や国の3か年緊急対策の活用等により増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の緊急対策分を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。
- 3 本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を高めるため、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底する必要がある。

－ 主要な事業の概要 －

主要事業の概要

○経済の活性化

- ・国際観光の推進（中国市場を中心としたプロモーション活動の展開） P 5
- ・IT・コンテンツ関連産業の集積の加速化 P 6
- ・森林経営管理制度の円滑な運用に向けた森林情報の整備 P 7

○日本一の健康長寿県づくり

- ・療養病床から介護医療院への転換等の支援 P 8

○南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

- ・住宅等の耐震化の加速 P 9

○インフラの充実と有効活用

- ・公共施設等のインフラ整備の加速化 P 10

○台風第10号による被害への対応等 P 11

○（参考）豪雨災害による河川被害への対応状況 P 12

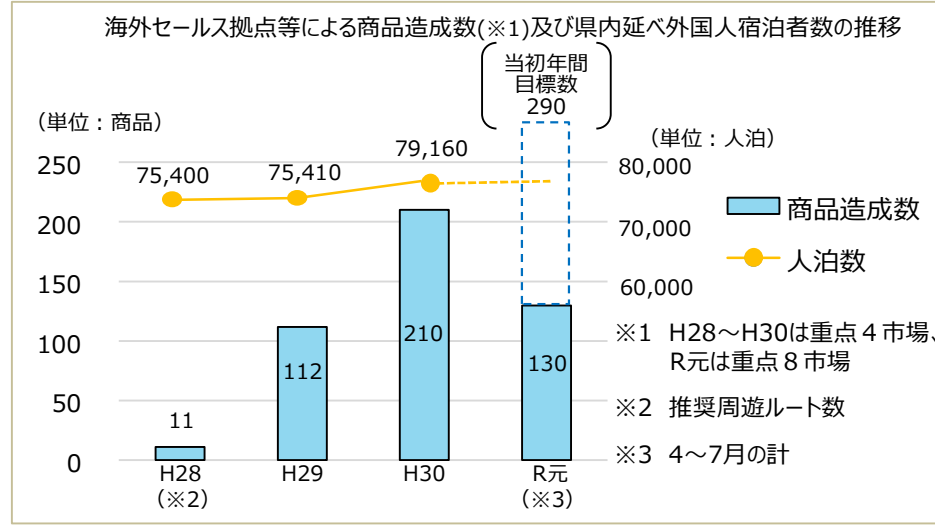
その他の主な事業

P13、14

現状及び課題

本県観光のセールス拠点を設置し、海外の旅行会社に対して**セールスを強化した結果、旅行商品の造成数を増やすことができた**。今後、造成された旅行商品の販売を促進するために、**観光地としての魅力と具体的なコンテンツをしっかりとエンドユーザーへ伝え、購買意欲を高める取組を強化する必要がある**。

セールス拠点の活動内容	直近の主な成果
旅行会社向けセールス	商品造成数：8市場 計130商品（団体向け98商品、個人向け32商品）
エンドユーザー向けプロモーション	旅行博出展：4回（3市場：台湾、香港、シンガポール） 現地メディア招請：8回（5市場：香港、米、豪、シンガポール、タイ） SNSによる発信：51回（2市場：中国、韓国） インフルエンサー招聘：8回（4市場：台湾、香港、中国、韓国）



中国市場を中心とした新たな取組

本年6月に締結した連携協定に基づき、中国市場における最大のOTA（オンライントラベルエージェント）であるCtripを通じて、**高知県の魅力をエンドユーザーへ伝える取組を強化する**。

【中国市場の特徴】

- 四国内の空港に**直行便**がある（高松空港、松山空港）
 - 個人旅行が大幅に増えている**（2013年 39.7%→2018年 63.8%）(※4)
 - 旅行会社のHPを訪日旅行の情報収集源とする割合が高い**（17.9%）(※4)
- ⇒**エンドユーザーに直接働きかけることができるOTAとの連携が非常に有効**

※4 出典：観光庁訪日外国人消費動向調査

【Ctrip】

- 中国最大のOTA
- 会員数3億人
- アプリダウンロード回数30億回
- 香港・台湾・韓国・欧米でもサービスを提供
- 「高知県の国際観光の振興に向けた連携と協力に関する協定(※5)」を締結（令和元年6月24日）



※5 中四国の自治体では**本県が初**

9月補正予算の概要

9月補正予算額 9,631千円

Ctripと連携したプロモーション活動を展開し、中国市場を中心とした外国人観光客（特に個人観光客）の誘致促進を図る。

(1) エンドユーザーに向けた情報発信

- ＜高知県観光情報ページの拡充＞
 - ・本県特設ページへ、自然体験や食など観光情報の動画や記事を掲載
- ＜SNS・ブログ等を活用した情報発信＞
 - ・インフルエンサーによる本県観光地の取材及びブログ等で会員に紹介
 - ・CtripのSNSを活用して本県観光地を紹介

＜アクセス状況等の分析＞

- ・本県特設ページのアクセス状況や旅行商品の販売状況、口コミ内容の分析

(2) 事業者向けセミナーの開催

- ・県内事業者のCtripへの登録数を増やす

(3) 旅行商品の造成・販売

- ・新たな旅行商品の造成
- ・本県特設ページで旅行商品を販売



ポイント

- これまで築いてきた全国とのネットワークの活用や「IT・コンテンツアカデミー」による人材育成の充実・強化により、IT・コンテンツ関連産業の集積が加速化
- 関連企業の企業立地件数及び新規雇用者数は年々増加しており、第3期産業振興計画の目標を上回るペースで推移
- IT・コンテンツ関連産業は、立地が地理的条件に左右されず、若者の雇用の受け皿としても期待できることから、企業誘致活動と人材育成・確保等の取組を一体的に推進

これまでの成果

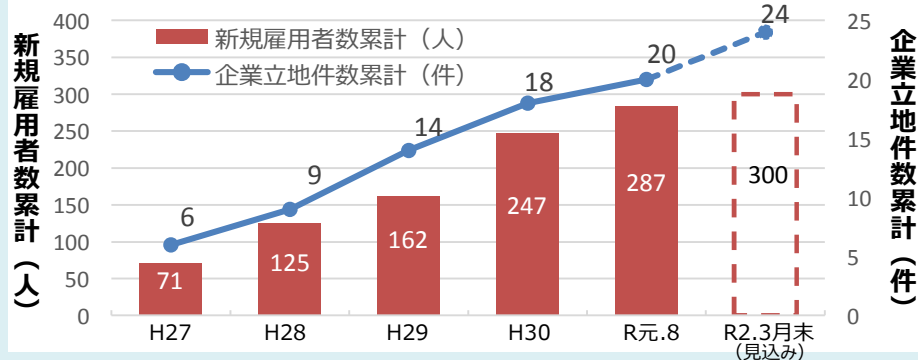
<目標>

- ・企業立地件数：R元末:20件
- ・新規雇用者数：R元末:300人

<成果>

- ・企業立地件数：6件（H27）→ 20件（R元.8月末）
- ・新規雇用者数：71人（H27）→ 287人（R元.8月末）
- ・IT・コンテンツアカデミー受講者数：延べ6,430人（H30～R元.8月末）
- ・首都圏IT・コンテンツネットワーク会員数：315人（R元.8月末）

IT・コンテンツ立地企業数及び採用人数



取り組み内容

① 立地有望企業の掘り起こし、企業訪問の充実・強化

- ▶ 精力的な企業訪問に加えて、IT・コンテンツ産業振興アドバイザーや既立地企業等のネットワークなどを活用した誘致活動を展開

② IT・コンテンツアカデミーによる人材育成の充実・強化

- ▶ IT・コンテンツ関連の多様な学び場を創出し、業界が求める知識や技術を持った人材を育成することにより、さらなる企業集積を推進

③ 首都圏IT・コンテンツネットワークの充実・強化

- ▶ 交流会の実施やネットワーク会員の登録などを通じ、首都圏での人材確保や本県への立地企業の掘り起こしを積極的に推進

こうした取り組みにより、企業誘致や人材の育成・確保等を一体的に推進してきた結果、立地企業の集積が加速化

9月補正の概要

○IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金【債務負担行為】 88,217千円

- ▶ 今年度新たに誘致するIT・コンテンツ関連企業の立地件数が当初の見込みを上回ったため、立地に伴う初期費用や新規雇用にかかる経費等への助成に要する予算を増額する。

R元当初予算時 50,754千円（新規3件分）
 → 9月補正予算時 138,971千円（新規5件分）
 ※差額 88,217千円（2件分上積み）を増額補正

（参考）IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金

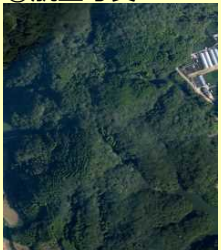
- ・補助対象：県内に立地したIT・コンテンツ企業の新規雇用、事業所開設費用及び運営費に係る経費
- ・補助先：IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金要綱に基づく指定企業
- ・補助率：定額（雇用奨励金）、20%～50%（オフィス改修費、通信料等）
- ・補助額：2.5億円（上限）
- ・補助期間：3年間

目的

- 県に配分される森林環境譲与税を活用し、H30年度に林野庁が実施した航空レーザ測量の成果を基に**県下全域で地形や森林資源の情報を整備**。
- **林地台帳等の精度を向上**させ、県・市町村・事業者の利活用により原木の増産や**森林経営管理制度の円滑な運用**につなげる。

H30林野庁による航空レーザ測量による成果（県下全域）

①航空写真



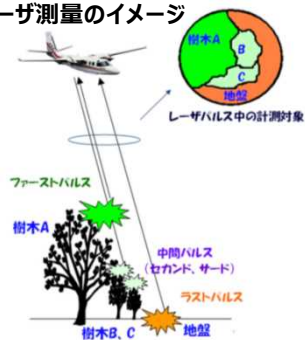
画像提供：アジア航測株式会社

②基礎データ



航空機からのレーザ測量により樹幹部と地表面を計測

航空レーザ測量のイメージ



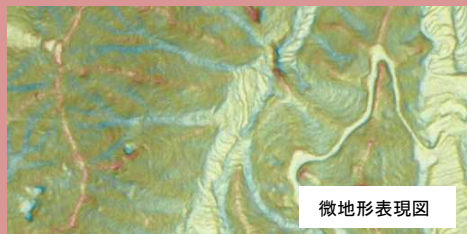
航空レーザ計測データ(地形・森林資源の情報)の整備

事業内容（9月補正予算）

地形情報

地盤の高さ、傾斜、等高線などの詳細な情報を取得

凹凸などの細かな地形を表現した図面も作成



画像引用：H30森林域における航空レーザ計測業務報告書

R元

R2

地形解析の実施

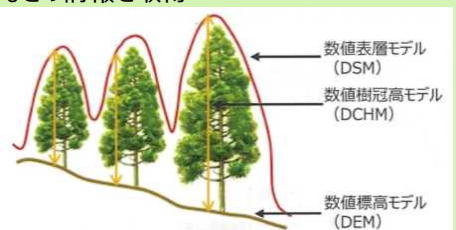
地形解析が完了していない25市町村を対象



今後の取り組み

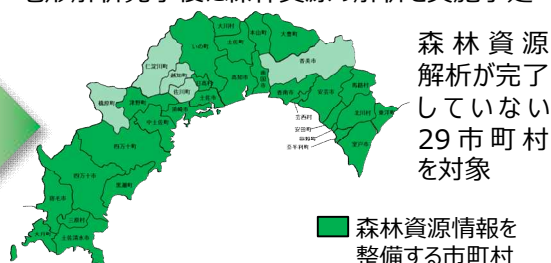
森林資源情報

樹種、樹木の位置、樹高、本数、材積、などの情報を取得



画像提供：株式会社パスコ

地形解析完了後に森林資源の解析を実施予定

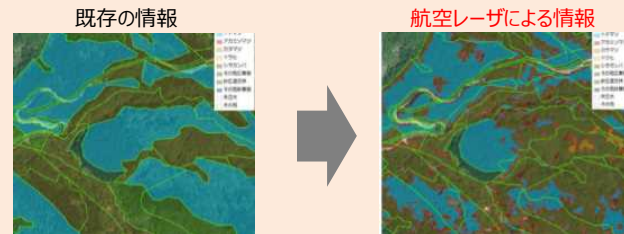


森林資源解析が完了していない29市町村を対象

主な事業効果

① 森林簿や林地台帳等の森林情報の精度向上

スギ、ヒノキ、広葉樹など森林の現状把握により林地台帳等の精度が飛躍的に向上



<他県の事例> 樹種別に色分けした画像（樹種の配置が異なる）
（画像提供：株式会社森林環境リアライズ）

② 原木増産や森林経営管理制度の運用に向けた現地調査の簡素化

詳細で正確な森林情報を活用することで、現地調査が簡素化され、調査費用のコストダウン

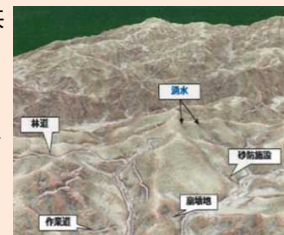


③ 災害等の公共事業における利活用

詳細な地形情報は、災害等の公共事業などで利活用が可能

【利活用が想定される業務】

- 地すべり区域等での対策工の検討
- 治山、林道等の施設の配置状況
- 林道等の整備計画
- 災害復旧計画や被災前後の比較



画像提供：株式会社パスコ

ポイント

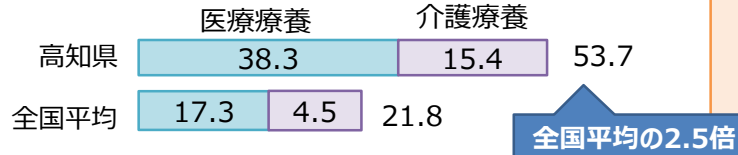
介護療養病床から介護医療院等への早期転換を促進し、高齢者にとってよりふさわしい療養環境を確保することにより、QOLの向上を推進する。

現状・課題

①現状

- 医療と介護の役割分担を明確にするため、国において、療養病床の再編が進められており、介護療養病床については令和5年度末の廃止が決定。

【参考】人口千人当たりの療養病床数 ※75歳以上人口



②課題

- 地域医療構想を踏まえ、地域の実情に応じた介護・医療の提供体制を確保するため、療養病床から介護保険施設等への早期転換が必要。
- 転換の支援を通じてよりふさわしい療養環境を整備し、高齢者のQOLの向上を目指すことが必要。

国の動き

- 平成30年4月、介護保険施設の新たな類型として「介護医療院」が制度化。病床転換先の選択肢が拡大。

（介護療養病床から介護医療院に転換した場合、転換前と同水準の報酬を確保できるなど、他の施設と比較して転換しやすい条件が整っている。）

【参考】県内の介護医療院(R元.6.30現在) 436床
うち介護療養病床からの転換 269床

9月補正の概要

- ▶介護医療院への転換を希望する医療機関が増加したことを踏まえ、予算を拡充することで早期転換を促進し、介護・医療の提供体制を確保。
- ▶補助単価を引き上げ、ハード面及びソフト面の両面から更なる支援。
- ▶財源は「地域医療介護総合確保基金」（負担：国2/3、県1/3）を活用。

①介護療養病床からの転換支援

介護療養病床転換支援事業費補助金
(344,281千円)

介護基盤整備等事業費補助金
(87,223千円)

ハード面の支援（工事等）

【補助対象経費】

- 工事費
⇒（例）病室改装工事、レクリエーションルーム設置工事、電気機械工事等
- 工事事務費
⇒（例）設計監督費、事務費等

（補助先）
当初：10施設⇒
補正後：19施設

介護医療院は生活施設としての機能を重視し、プライバシーに配慮

ソフト面の支援（備品等）

【補助対象経費】

- 設備整備
⇒（例）ベッド、カーテン、家電、車両、家具、間仕切り等
- 職員訓練期間中の雇上げ
⇒開設前6ヶ月間の訓練期間が対象
転換により新たに雇用する職員が対象
- 職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他転換に必要な経費

（補助先）
当初：15施設⇒
補正後：23施設



②介護療養病床数の推移（見込み）

	H30.3月末	R元.6月末	R2.3月末	R6.3月末
当初	1,818床	295床減 → 1,523床	787床減 → 736床	736床減 → 0床
9月補正後	1,818床	295床減 → 1,523床	1,160床減 → 363床	363床減 → 0床

事業の概要

○住宅等の地震対策を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修工事やコンクリートブロック塀の安全対策等に補助する市町村に補助を行う。



取組の進捗状況

需要の掘り起こし

- 多数の市町村で上乘せ補助等を制度化
 - 耐震診断無料化 **26**市町村
 - 耐震設計上乘せ補助 **28**市町村
 - 耐震改修上乘せ補助 **25**市町村

○代理受領制度（※）

32市町村で導入済み

（※）事業者が申請者に代わって補助金を受け取ることのできる制度

供給能力の強化

- 耐震診断を省略して設計から実施する仕組み … **12**市町村で導入済み

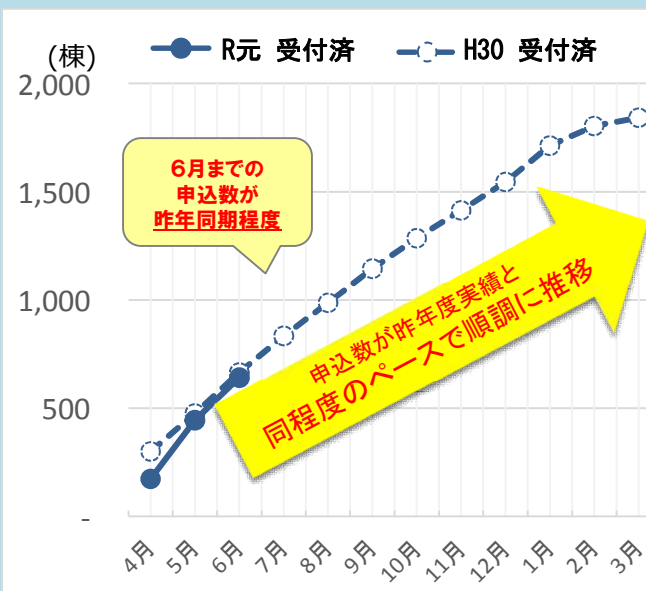
○登録工務店数（H30.4時点との比較）

工務店 873件（**79**件増）
設計事務所 305件（**17**件増）

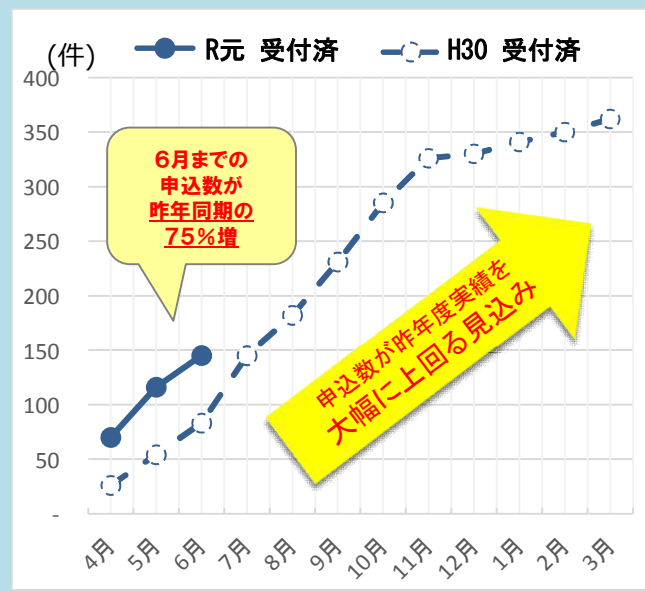
補助申込の受付数

○「耐震改修」は昨年度の勢いを維持。「コンクリートブロック塀の安全対策」は引き続き増加している。

耐震改修



コンクリートブロック塀の安全対策



国の内示が当初の見込みを上回ったことから、住宅等の耐震化の機運に応えるため補正予算を計上し、**機を逃さずに耐震改修等を促進**

耐震改修等をさらに加速化

（当初予算時→9月補正後）

- ・住宅耐震改修設計・耐震改修工事 1,200棟→**1,550棟**
- ・コンクリートブロック塀耐震対策 350件→**500件**

- ・老朽住宅等除却 350件→**500件**
- ・空き家活用 60戸→**130戸**



第4期南海トラフ地震対策行動計画
（R元～R3）の目標である
耐震改修 **4,500棟**
コンクリートブロック塀耐震対策 **1,500件**
を見込む

公共事業費にかかる国費の内示増に伴い、インフラ整備をさらに加速化 ⇒インフラ整備関連予算 約54億円

① 道路事業 (28.1億円)

産業や中山間地域の暮らしを支える道路整備 (12.7億円)

- 産業や地域活性化の取組を支えるため、道路ネットワークづくりを推進

- ・県道高知本山線 (高知市薊野) ほか65箇所



【県道高知本山線】

- 中山間集落の暮らしにおける安全安心を確保するため、地域の実情に応じた道路整備を推進 (1.5車線の道路整備)

- ・県道秋丸佐賀線 (黒潮町川奥) ほか38箇所



【県道秋丸佐賀線】

老朽化対策 (7.4億円)

- トンネル・橋梁等の点検結果に基づき、効率的・効果的な修繕を実施

(1) トンネル修繕

- ・県道安田東洋線 新久木トンネル (北川村) ほか22箇所

(2) 橋梁修繕

- ・国道321号 久百々橋 (土佐清水市) ほか47橋

② 砂防事業 (13.8億円)

- 防災上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防施設の整備

- ・長岡郡大豊町柳野ほか135箇所



【大豊町柳野 砂防堰堤】

③ 都市計画事業 (3.6億円)

- 幹線道路ネットワークや歩行空間を確保するための都市計画道路の整備

- ・高知駅秦南町線ほか3路線



【高知駅秦南町線】

④ 海岸・漁礁・漁港事業 (7.3億円)

浦戸湾 (三重防護) の地震・津波対策等 (2.6億円)

- 海岸堤防の耐震補強等 ・高知港海岸ほか3海岸

漁港の地震・津波対策と施設の機能強化 (1.7億円)

- 漁港施設の機能強化【高潮・高波対策】 ・高知市春野漁港
- 防波堤の粘り強い化【津波・地震対策】 ・宿毛市田ノ浦漁港



【高知港海岸】

漁業の効率化のための施設整備 (3.0億円)

- 浮漁礁 (黒潮牧場) の整備 ・室戸岬沖



【宿毛市 田ノ浦漁港】

⑤ 耕地事業 (1.0億円)

- ため池の耐震化等の整備補強工事 ・安芸市六丁池地区ほか5地区

- 8月の台風第10号では、県内各地で被害が発生
【公共土木施設】＜河川＞ 県管理河川の被災箇所 66河川
＜道路＞ 県管理道路の被災箇所 95路線 等
【経済被害】＜農作物等関係＞ 98百万円 等

- 土木施設等の災害復旧など、既計上予算にて速やかに対応
 - 不足する事業費について、9月補正予算に計上し、速やかに事業を実施
- ⇒ **台風第10号等被害対策関連予算 約12億円**

9月補正の概要

① 河川事業（6.0億円）

- 河川に堆積した土砂の掘削や流木の撤去を実施
- ・ 奈半利川（奈半利町）ほか53河川



当年度の非出水期（11月～3月）に堆積した土砂を除去し、翌年度の洪水期に備えることが可能



【室戸市 室津川】



【土佐清水市 市野瀬川】

② 道路事業（4.8億円）

- 崩土・倒木撤去等
- ・ 県道川之江大豊線ほか93路線
- 応急工事等
- ・ 県道大久保伊尾木線ほか25路線



【県道川之江大豊線】

③ 海岸事業（0.4億円）

- 海浜に漂着した流木等の集積、運搬、処分
- ・ 羽根海岸（室戸市）、野根海岸（室戸市）
川北海岸（安芸市）、安芸海岸（安芸市）
新居海岸（土佐市）、浮鞭海岸（黒潮町）



【土佐市 新居海岸】



【安芸市 川北海岸】

④ 耕地事業（0.6億円）

- 台風第5号に伴う豪雨により被害を受けたため池の復旧対策
- ・ 本山町三山池地区



【ため池の崩落状況】

災害によるダメージを除去し、後の大きな被災を防止する

(参考) 豪雨災害による河川被害への対応状況

河床掘削等の必要性

H30年7月豪雨では、複数の中小河川で氾濫危険水位を超え、床上浸水など甚大な被害が発生



次の災害に備えるため、国の「国土強靱化3か年緊急対策」など有利な財源を最大限活用し、H30年7月豪雨等これまでに堆積した土砂等の除去を実施しているところ

(参考) 掘削の実施基準：河川断面内の2～3割程度の土砂堆積箇所（国土交通省基準）

H30年7月豪雨等被害にかかる河床掘削等の状況

H30年9月補正での対応

○H30年7月豪雨等により、特に治水安全度が低下した河川について、河床掘削、流木撤去等を緊急的に実施

<H30.9月補正：2,956,500千円（安芸川、夜須川など207河川）>

【参考】(国)災害復旧事業 4,086,517千円 264河川 ※河床掘削等以外の内容も含む



【宿毛市 松田川】



国の「国土強靱化3か年緊急対策」の活用により、堆積土砂の除去を加速化

R元年当初予算等での対応

○H30年9月補正では実施できなかったもののうち、掘削実施基準を満たす河川（極めて優先順位が低いものを除く）について、国の「国土強靱化3か年緊急対策」を活用して2か年で河床掘削等を実施

<H30.2月補正 + R元当初予算：1,763,300千円（奈半利川など46河川）>

<R2当初予算（見込み）：579,600千円（鏡川など20河川）>



【安芸市 安芸川】

※このほか、災害が無くとも恒常的に発生する河川断面内への土砂堆積分についても毎年の当初予算で対応
<R元当初予算：203,659千円（香宗川など42河川）>

R2年度には、H30年7月豪雨等これまでの出水により堆積してきた土砂は概ね除去できる見込み

その他の主な事業

1 経済の活性化

拡

スマート農業を活用した次世代施設園芸の
技術実証への支援 32,132千円
(次世代施設園芸技術習得支援事業費補助金)

農作物の収量増及び農作業の省力化に資する機器の実証事業の
取組を支援する。

補助先：次世代型こうち新施設園芸システム推進協議会
補助率：定額
補助対象経費：機器のリース費用



ルーフウォッシャー

(農業振興部 農業イノベーション推進課)

NEW

遊休財産の利活用推進【債務負担】 11,171千円
(遊休財産利活用推進交付金)

県有の遊休財産の利活用を推進するため、利活用を行う市町村が
有利な財源を活用して建物を撤去する場合に、撤去費用にかかる経費
を支援する。

交付先：市町村
交付率：有利な財源（過疎債・辺地債等）を充当し、算出される
交付税措置額を除いた市町村負担相当額

(林業振興・環境部 森づくり推進課)

拡

牧野植物園でのフラワーイベントの開催 10,626千円
(管理等委託料) 【債務負担】 3,302千円

県立牧野植物園において、自然・体験型観光キャンペーンの一環
として、フラワーイベントを開催する。

委託内容：フラワーイベントの実施
委託先：公益財団法人高知県牧野記念財団
委託方法：指定管理者との協定

(林業振興・環境部 環境共生課)



拡

漁業就業希望者の育成 11,035千円 (漁業就業支援事業費補助金)

漁業研修希望者が当初の見込みを上回ったため、一般社団法人高知県漁業就業支援センターが行う、漁業就業希望者に対する研修事業の実施にかかる経費を支援する。

補助先：一般社団法人高知県漁業就業支援センター
補助率：定額
補助対象経費：指導者謝金、研修生の宿泊費等

(水産振興部 漁業振興課)



3 その他

拡

東京2020オリンピック聖火リレーの開催 3,908千円【債務負担】 18,874千円 (聖火リレー実行委員会補助金)

令和2年4月20日、21日に本県で開催される、東京2020オリンピック聖火リレーの準備等にかかる経費を支援する。

補助先：東京2020オリンピック聖火リレー高知県実行委員会
補助率：定額
補助対象経費：コレクションポイント（聖火ランナーの集合場所）の運営、
装飾・掲出物などの広報活動経費等

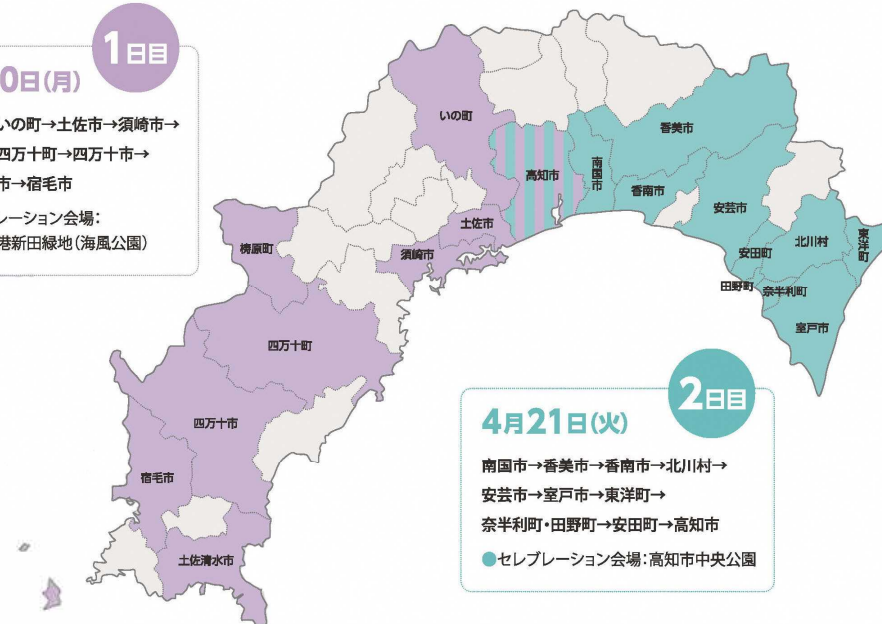
(文化生活スポーツ部 スポーツ課)

【本県におけるルート概要（聖火リレー実施市町村）】

4月20日(月)

高知市→いの町→土佐市→須崎市→
梶原町→四万十町→四万十市→
土佐清水市→宿毛市

●セレブレーション会場：
宿毛湾港新田緑地(海風公園)



4月21日(火)

南国市→香美市→香南市→北川村→
安芸市→室戸市→東洋町→
奈半利町・田野町→安田町→高知市

●セレブレーション会場：高知市中央公園

2日目

2 日本一の健康長寿県づくり

拡

障害福祉施設の整備に対する支援 154,850千円 (障害児・者施設整備事業費補助金)

国費の追加内示に対応し、障害福祉サービスを提供する施設の整備にかかる経費を支援する。

補助先：指定障害福祉サービス事業者
補助率：3/4
補助対象経費：施設整備に要する工事費等

(地域福祉部 障害福祉課)